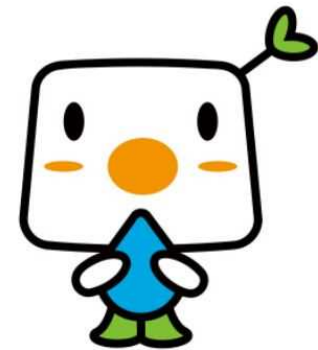


平成27年2月

# 一括契約とは？

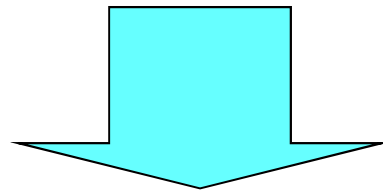


(一社)千葉県環境保全センター



# 一括契約の内容と目的

- 保守点検業者(清掃業者)が窓口です。
- 浄化槽管理者と保守点検・清掃の実施と法定検査の受検手続きの代行を一括して契約するシステムです。



浄化槽の維持管理を徹底し、浄化槽管理者に安心して浄化槽を使用していただくことを目的とします。

# 一括契約制度のメリット 1

## ・浄化槽管理者（お客様）

- ① 個々に契約・手続きする煩わしさが解消されます。
- ② 適正管理が確保され、安心して浄化槽を使い続けることができます。
- ③ 改善が必要な場合でも専門業者による迅速な改善措置が講じられます。

# 一括契約制度のメリット 2

## ・関係（保守点検・清掃）業者

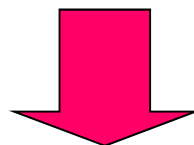
① 法令の基準に従った適正な業務の実施が確保できます。

（管理者に保守点検・清掃の重要性を理解していただくことにもつながります。）

② 法定検査と連携した保守点検・清掃業務の実施により適正管理が徹底され、委託業務への管理の信頼が高まります。

# 保守点検業者（清掃業者）の役割

保守点検業者（清掃業者）は・・・？



浄化槽の掛かり付け医者になってください。

お客様の疑問？

- ① 浄化槽のことをよく知らない。
- ② 浄化槽が適正に動いているのかわからない。
- ③ 清掃をいつすればいいのかわからない。
- ④ 保守点検と法定検査の違いがわからない。

浄化槽のことなら何でも聞いて！！！！

# ◎ 法定検査の必要性

## ○ 健康診断

法定検査は人でいう健康診断と同じです。  
異常が無ければ良いのですが受けないことには判断が出来ません。

## ○ 車の車検

車検と同じように定期的に(1年に1回)  
専門の検査員に浄化槽の状態を診てもらいましょう

## ◎ 業界へのメリット

### ① 第三者による適正確保

保守点検・清掃業者以外の検査員（第三者）から正しい使い方であることが認められます。

### ② 浄化槽は生活排水処理の3本柱の1つ

浄化槽は下水道・農業集落排水とともに生活排水処理の一端を担っています。

法令遵守で維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を実施しましょう。

# 一括契約の概要

- ① 対象浄化槽 **すべての浄化槽**が対象  
(単独・合併・すべての人槽)
- ② 浄化槽管理者と保守点検(清掃)業者が  
契約を締結します。
- ③ 検査結果書は直接管理者に送付。  
ただし、「不適正」と判断された改善が必要な場合には保守点検業者にも送付します。



# 保守点検(清掃)業者が行うこと

- ① 浄化槽管理者と一括契約書を締結  
(法定検査受検手続きを含む)
- ② 検査センターに1月ごと契約リストを報告。  
できる事業所は (検査手数料の回収)
- ③ 環境保全センターへ3ヶ月ごとに一括契約  
件数を報告


# 契約に当たっての注意点

- ① 契約の窓口となる保守点検業者は、清掃業者と十分調整を図り、緊密に連携することが重要となります。
- ② 浄化槽管理者には、法の義務（保守点検・清掃・法定検査）、一括契約のメリット等について、リーフレットを利用するなどよりわかりやすく説明してください。

# 一括契約制度の普及に向けて

平成27年4月より再スタート

- ① 関係団体・行政機関と協力連携のもと  
広報・普及啓発を展開(パンフレット)
- ② 浄化槽設置補助制度の連携  
補助要件に一括契約書の添付を義務付



平成27年2月  
一括契約説明会

ご静聴ありがとうございました。

一般社団法人 千葉県環境保全センター  
TEL 043-245-4222 FAX 043-245-4223